直結加圧装置設置条件承諾書

年 月 日

恵庭市公営企業

様

	給	水	番	号			
	設	置	場	所	:		恵庭市
					住	所	
所	有	Ī	者		氏	名	
					電	話	
					住	所	
直結加圧装置管理人					氏	名	
					電	話	

直結加圧装置を設置するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理いたします。

記

1. 使用者への周知

次の特徴を理解し使用者等に周知させるとともに、直結加圧装置による給水についての苦情を恵庭市 に一切申し立てません。

- ① 停電や故障等により直結加圧装置が停止した時、または水圧低下に伴い出水不良及び濁水が発生した時には、直圧共同水栓を使用いたします。
- ② 恵庭市にて行う、計画的な断水及び突発的な事故等による断水の際に、水の使用が出来なくなることを承諾いたします。
- 2. 定期点検について

直結加圧装置の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行います。

3. 損害の補償について

直結加圧装置の設置に起因して逆流または漏水が発生し、恵庭市若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

4. 直結加圧装置管理人等の変更届について

直結加圧装置の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者または管理人にこの装置が条件付きのものであることを熟知させた上、恵庭市に書面で届けます。

5. 既設配管使用の責任について

既設の装置を使用し、直結加圧給水方式にした場合は、これに起因する漏水等の事故については、所有者(設置者)または使用者等の責任において解決するとともに、恵庭市公営企業の指示に従い速やかに改善します。

6. 水道メーター器の管理について

直結加圧装置以下の給水装置に恵庭市の水道メーター器を設置した場合、水道メーター器の維持管理及び計量に支障がないようにいたします。

7. 水道メーター器取替えの措置について

計量法に基づく水道メーター器の取替え及び水道メーター器の異常等による取替えの際には、恵庭市に協力し断水することを承諾します。

8. 関係法令の尊守

上記各項の他、取扱い上必要な事項は、水道法及び恵庭市水道事業給水条例などの関係法令を尊守して施行いたします。

9. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知し、直結加圧装置に起因する紛争等については、当事者間にて解決し、恵庭市に一切迷惑をおかけしません。

10. その他

恵庭市が行う水量・水圧等の調査について協力いたします。